

2020年度②

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法②

I 手形行為独立の原則とはどのようなものか、説明しなさい。(150字以内)

(20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を出すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計80点)

〔1〕 甲株式会社(以下、「甲社」という。)は、会社法上の公開会社であり、また、上場会社である。甲社の定款には、「株主は、株主総会における議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。」との規定(以下、「本件定款規定」という。)が置かれている。近年、甲社の業績は低迷していたため、甲社の大株主である乙株式会社(以下、「乙社」という。)は、甲社代表取締役Aに対して、その経営責任をとるよう、しばしば意見を申し入れていた。

甲社は、適法な取締役会の決議に基づき、令和元年6月25日を定時株主総会(以下、「本件総会」という。)の日として、招集通知を発した。本件総会においては、会社提案として、本件総会終結の時に任期満了となるAを取締役として再任する議案が、乙社による株主提案として、Bを取締役として選任する議案が、それぞれ提出されることとなった。なお、乙社による株主提案は適法になされていた。

乙社の代表取締役Cは、本件総会の当日は他社の株主総会に出席することを予定していた。そこで、本件総会については、乙社の従業員D(甲社の株主ではない。)に対し、会社提案に反対し、株主提案に賛成の議決権を行使するよう指示して、委任状を交付した。本件総会の当日、Dが委任状を提出して会場に入場しようとしたところ、甲社は本件定款規定を理由に、Dを入場させなかった。

本件総会の採決において、会社提案は可決され(以下、「本件決議」という。)、株主提案は否決された。もっとも、各提案の賛成票の数によれば、仮に、Dが本件総会に出席していたならば、会社提案は否決され、株主提案は可決されていたはずであった。

乙社は、Dを入場させなかった本件総会における本件決議には瑕疵があるとして、本件決議の取消しを請求する訴訟を提起しようと考えている。乙社の請求は認容されるか否か、論じなさい。(40点)

〔2〕 X株式会社（以下、「X社」という。）は、自動車販売業を事業目的とする取締役会設置会社である。X社の取締役は、代表取締役社長P、取締役財務部長Q、取締役営業部長Rの3名である。また、Pは、X社株式の70%を保有している。

Rは、Pの誘いを受けて同業他社から転職してきた者である。Rは、X社への転職を勧誘された際に、「X社の取締役として待遇し、役職にかかわらず、月収100万円を保証する。」という条件を提示されたため、X社取締役への就任を承諾していた。平成27年6月に開催されたX社の定時株主総会において、Rを取締役に選任する議案のほか、期限を定めずにRの月額報酬を100万円とする議案が提出され、いずれの議案も賛成多数により可決された。

Rは、取締役営業部長に就任した当初は、豊富な人脈を用いてX社の業績向上に貢献していた。しかし、その後は、事業環境の変化もあり、X社の業績は低迷していった。そのような中、PとRとの間には、経営方針を巡って対立が生じた。

平成30年2月、Pは、取締役会の場において、Rを非常勤の取締役に降格し、Rの月額報酬を10万円とする議案を提出した。Rはこれに反対したが、PとQの賛成により、当該議案は承認された。平成30年6月に開催されたX社の定時株主総会においては、期限を定めずにRの月額報酬を10万円とする議案が提出され、当該議案は賛成多数により可決された。なお、この時点においても、Rの同意はなかった。

Rは、平成30年8月、X社の取締役を辞任したうえ、平成30年2月以降は月額報酬を10万円しか受け取っていないとして、X社に対して、630万円の報酬の支払を求めている。Rの請求は認められるか、論じなさい。（40点）